

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和6年度 第3回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和7年2月12日（水）	
開催時間	午後1時00分 ～ 午後3時30分	
開催場所	足立区役所11階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠席者	田中 真奈美 副会長	
会議次第	1 開会 2 議事 （1）定例審議 ・議案第1号 綾瀬駅東口駅前交通広場整備工事（道路整備課工事第30号） ・議案第2号 鹿浜橋緑地左岸ほか7か所日除け設置工事 ・議案第3号 足立区梅田八丁目複合施設新築工事設計業務委託 ・議案第4号 足立区NPO活動支援センター業務委託 ・議案第5号 小中学校用務業務委託 3 報告事項 （1）令和6年度の不調・不落について（1月末現在） （2）指名停止措置状況について（11月～1月） （3）令和7年度労働報酬下限額の決定について （4）低入札調査案件について（6月～1月） 4 閉会	
資料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する内容については、会議を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○秦委員

工事契約の1件目は、最も価格が大きく、綾瀬駅東口駅前で関心の高いところでもあり、契約内容を確認のため選びました。2件目は、契約金額が大きいかかわらず指名競争入札となっていましたので、その内容を確認のため選びました。3件目は随意契約ですが、設計業務の非常に大きな案件で、こ関心の高いところであり、契約内容を確認のため選びました。物品契約の1件目は、工事契約の3件目と関連がある委託業務ですので、選びました。2件目は、小中学校の学校用務業務委託で随意契約ですが、この案件名の契約は他にも4件ありますが、それは指名競争入札で、こちらは随意契約になっており、その内容を確認のため選びました。

- ・工事契約3件

議案第1号 綾瀬駅東口駅前交通広場整備工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は工事、契約金額は3億7950万円、契約の相手方は白岩建設株式会社、区内本店事業者となっております。予定価格については当初公表した価格帯が3億円以上4億円未満、最終的に事

後公表した額が、3億8133万円余、落札率は99.52%でした。工事の概要といたしましては、綾瀬駅東口交通広場、駅前通り、都立東綾瀬公園の一体的整備となっています。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、公告書をご覧ください。資格としては、単体事業者での申し込みとしております。23区内で営業所を有している事業者であること、共同運営格付が一般土木でA又はBであること、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。最高完成工事高を求めておりまして、発注時に提示しております予定価格帯、こちらの下限額の、官公庁実績であれば半額、民間実績であれば満額を求めています。また、入札制度改革の一環ですが、区内本店事業者の優遇ということで、最高完成工事高について、官公庁は4割、民間は7割とする措置もっております。5つの事業者から希望があり、すべての事業者を指名しました。この案件では区外事業者の参加を認めていましたので、区外事業者も2者含まれています。開札結果は入札見積経過調書のとおりで、初度入札で4者が辞退、予定価格内の1者が落札者となりました。辞退した事業者の理由としては、技術者、現場代理人の配置が困難となったということでした。資料に記載のない追加情報ですが、当案件の前に2度不調となっております。再公告したうえでの今回の落札ということです。1度目は総合評価方式、区内事業者限定として発注し、不調となりました。初度入札で2者の入札がありましたが、いずれも予定価格超過で不調でした。2度目は総合評価方式で、区外事業者の参加も可として発注しております。初度入札で1者が予定価格超過、3者が辞退、予定価格超過の1者で再入札、再々入札をしましたが、いずれも予定価格超過で不落ということで終了となりました。なお、区外事業者の参加希望はありませんでした。

○飯塚会長

確認させていただきます。1度目は総合評価方式で区内事業者限定、2度目はどういう形態ですか。

○工事契約係長

2度目は総合評価方式で、区外事業者の参加も可として発注しております。

○飯塚会長

1度目は、どれくらいの参加事業者数でしたか。

○工事契約係長

1度目は2者でした。

○飯塚会長

区外も入れた2度目は何者ですか。

○工事契約係長

4者から希望がありまして、入札では1者が予定価格超過、3者が辞退でした。

○飯塚会長

その4者は区外事業者ですか。

○工事契約係長

すべて区内事業者です。区外事業者の希望はありませんでした。

○飯塚会長

総合評価方式で区外を入れても、区外事業者は参加してきませんか。

○工事契約係長

この案件については、そういった結果になっています。

○飯塚会長

総合評価方式に区外事業者がもっと参加してくれるようになればいいのですが、そのハードルが高いようですね。

3度目の公告で落札しましたが、落札率は99.52%でした。予定価格がどれくらいか推測された可能性はありますか。

○工事契約係長

3度目の公告ですので、同じものを発注しているわけではありませんが、やはり核の部分は同じというところがあります。単価についても都の単価表を活用したりしていて公表されている部分がありますので、ある程度は推測はできると思います。あとは自助努力でどこまで上げるか、競争ですので他事業者を意識して、どれくらいにすることだと思います。

○秦委員

駅前広場の工事については、北綾瀬もそうですが、入札がうまくいなくて、何度も公告を繰り返しています。それは、事業者数が少ないということなのですか。それとも、受注してもうま味が少ないということなのですか。特に区外を入れても、こうした状況です。そのあたりをどのようにお考えですか。

○工事契約係長

事業者数ということでは、区内事業者で限定してしまうと、それなりの工事ができるところは少ないというのは、以前から課題になっています。そうしたことから、2度目3度目では区外事業者へ拡大したということです。それぞれの事業者で、ある程度は年間の工事に対して、どう技術者を配置していくかという算段はあると思います。そうした部分が需給のバランスに影響しているところもあるかと思います。受注するうま味、利益率がどの程度あるのかというところですが、発注課としてはいかがですか。

○道路整備課

うま味という点について、積算は基準に基づいて行っておりますが、基準とはいえ工種によって、割にうま味がある単価設定になっているとか、そうではないなというものは、少し入り混じっているかなという認識は持っております。ご質問の何故というところですが、綾瀬と北綾瀬では毛色が違うかなと思っています。北綾瀬の方は、ペDESTリアンデッキがあり、なかなか技術的に高度なので、請け負えるところが少ない状況でした。元々区内では難しいということで、区外を中心に声をかけていきましたが、現場も環状7号線に近いですとか、技術的に難しいというところが原因であったかなと分析しています。一方、綾瀬の方は、工事契約係長からもありましたが、年間の工事予定に合わなかったのではないかと。元々区内事業者限定で始めまして、区外をあとから入れても、区外事業者は大きくてうま味のある工事であればわざわざやってくるのですが、最初の予定に入っていませんので、あとから出てきても、あまり見向きをしてくれないというところがあります。3度目でようやく手を挙げてくれるところまででした。本気で取りにいく場合は、積算部隊に何人も動員して熱意をもってやりますが、そこまでではなかったというところで、入札には至らなかったということかと思えます。やはり区外を入れるのであれば、最初から入れておかないと難しいという気はしています。

○秦委員

最初から入れていけば、区外事業者も本格的に取り組む可能性があるということですか。

○道路整備課

年間の予定にのりますので、技術者をここに充てようかということも考えてくれるのかな

と、問い合わせがときどきあったりします。

○秦委員

ニーズとしてはあると考えていいのですか。

○道路整備課

もちろんです。

○秦委員

最初から入れるというのも難しいのではないですか。その辺の見極めはどのようなのですか。北綾瀬は特殊な案件ということでした。特殊で困難な案件であり区内の業界の実情からは難しいということであれば、最初から区外を入れるということはどのようなのですか。難しい場合には、入れてもいいとなっていたのではないですか。

○工事契約係長

工事の発注に関しましては、庁内の管理職による入札参加資格要件審査委員会で要件を定めております。例えば区内の事業者で技術的に対応できない場合に、最初から区外事業者も対象に発注することとしております。橋梁工事などは、対応できる事業者は区内にはおりません。

○飯塚会長

2度目に総合評価方式のまま区外事業者を入れて不調ということですが、2度目に総合評価方式ではなく競争入札で区外事業者を入れるという選択肢は考えられないのでしょうか。

○工事契約係長

それについても、入札参加資格要件審査委員会で段階的に要件の緩和を進めていくという判断になりました。現状としては、1度目で不調になった場合は、区外事業者を入れる、それでも再度不調になった場合は、総合評価方式も外してやるということを入札参加資格要件審

査委員会で判断したうえで発注をしております。審査委員会で一気に緩和するという判断になれば、手法としてあり得ると思いますが、発注標準も加味しながら段階的に緩和していくということになりました。

議案第2号 鹿浜橋緑地左岸ほか7か所日除け設置工事

○工事契約係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は1億450万円、契約の相手方は誠和光建株式会社、区内本店事業者となっております。予定価格については、1億953万円余、落札率は95.40%でした。工事の概要といたしましては、荒川河川敷のグランド8か所の夏場の日除け対策として、ベンチに日除けを設置する工事となっています。審議いただくのは、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。この工事は、工期設定が厳しく令和6年6月までとなっていました。発注標準では公募型指名競争入札の案件ですが、入札参加資格要件審査委員会の審議を経たうえで、指名競争入札で発注しました。指名業者は公募型と遜色のないよう、発注標準で求めている共同運営格付を有する事業者すべてを指名しました。具体的には、区内事業者であって、格付がA又はBの全事業者19者を指名しました。開札結果は入札見積経過調書のとおりで、初度入札で18者が辞退又は不参、予定価格内の1者が落札者となりました。辞退した事業者の主な理由としては、技術者、現場代理人の配置が困難となったということでした。当該案件は契約変更をしております。149万円余、1.43%の増額です。変更理由は、所管課と受注者による現地精査の結果、使用材料及び構造変更等を行うこととなったためです。当該案件は令和5年6月の入札制度改革に基づく措置を適用し、不落随契対象の案件として対応しました。ただし、結果としては不落随契に至りませんでした。

○鈴木委員

主な辞退理由は技術者の配置困難ということですが、それほど困難な状況があるのですか。

○工事契約係長

各事業者にも、どう受注して利益を出していくのか目論見はありますので、技術者を無駄に余らせることはなく、そうしたことからこの理由が多くなっているのかなと考えています。

○鈴木委員

技術者は各事業者で抱えているのでしょうか。

○工事契約係長

配置する技術者については、3か月以上の継続的な雇用を要件としています。

○秦委員

本来は公募型指名競争入札が原則であるところ、入札参加資格要件審査委員会で指名競争入札にすると決定したということですが、その理由は何ですか。

○工事契約係長

熱中症対策の日除けテントでしたので、夏前には完了していなければならないものでした。一定の工期を保つには、できるだけ早く契約する必要があり、入札までの期間を短縮できる指名競争入札でということになりました。公募型の良さとしては、事業者に広く参加機会を提供できるという点があります。それに対して指名競争入札としてしまって、区が事業者を選定することになれば、公平性の点ではよろしくありません。その点を補うため、資格のある全事業者を指名するという対応を取らせていただきました。

○秦委員

結果として、入札したのは19者中1者だけでしたが、どう考えるのでしょうか。日除けの工事というのは何件もあるのですか。

○工事契約係長

他にはありません。

○パークイノベーション推進課

河川敷に設置というのは、今回が初めてです。河川敷では、大雨のときに工作物を撤去しなければならないため、なかなか設置に踏み込めなっていました。緊急対策として対応を迫られまして、柱は倒して幕は川の外に持ち出す方式で何とか実施することにしました。

○秦委員

19者も対象にして1者しか入札していないというのは、技術者がいないということもあるのかもしれませんが、どういうことなのでしょうか。

○パークイノベーション推進課

河川敷の工事の特色としましては、1年中工事をできるわけではなく、水が出ないといわれている11月から5月までと、期間の縛りがあります。年度当初の工事を取りたい事業者は多いでしょうから、なかなか手が挙がらないのかなと考えています。

○秦委員

工事全般にいえる話だと思いますが、事業者も年間の見通しを立ててやっていくのだと思います。最初の頃の工事であればまだしも、途中からでは窮屈になる事業者が増えてくるのですね。そうすると早めにしなければならないですね。早めにして時期をずらせば大丈夫ですか。発注だけ先にしておけば、事業者としては手当てを計画的にできると思います。

○パークイノベーション推進課

そう思います。ただし、各事業者で仕事のやり方はあると思いますので、最後の方が取りやすいという事業者もいるかもしれません。しかし、技術者確保というところで苦慮しているというところは感じております。

○秦委員

建設事業者が人手不足にある中、技術者を計画的に配置していく必要性が従来より高くなっていると考えていいですか。

○パークイノベーション推進課

そう思います。

○秦委員

そのあたりを考えて、発注する方も計画的に出さなければいけませんね。そうしなければこの案件のように、手が挙がらない状況になるということで、課題であると思います。

議案第3号 足立区梅田八丁目複合施設新築工事設計業務委託

○工事契約係長

契約方式は随意契約2号該当、契約種別は委託、契約金額は3億4596万円、契約の相手方はtomito architecture・川見拓也建築設計事務所設計共同企業体、区外の事業者同士のJVとなります。予定価格については事後公表で3億4608万円余でした。委託の概要といたしましては、複合施設の新築工事の基本実施設計、土地・家屋所有者調査業務、樹木の調査業務、測量調査業務、地盤調査業務などです。審議いただくのは、随契業者の選定理由となります。当該JVを契約の相手方としたのは、当該案件が価格競争だけではなく、総合的な評価により技術力と独創性を持つ事業者をプロポーザル方式により選定したかったためです。プロ

ポーザルの実施要領を資料として付けさせていただきます。その中で規定している応募資格を満たした応募があり、8月24日に一次審査、10月31日に二次審査、11月21日に三次審査と、選定委員会の審査を経て、業務概要の提案を受けて、選定委員会の厳正な審査の結果、11月24日に事業者の特定に至ったものです。設計の工期は令和6年1月26日から令和7年8月29日までと、継続中の案件となっております。

○飯塚会長

複合施設というのはどういう施設ですか。

○西部地区建設課・中央図書館

内容としては梅田図書館、NPO支援センター、子育てサロンですが、施設の老朽化に伴い、これらが移転するための複合施設です。

○飯塚会長

子育てサロンというのはどういう施設ですか。

○西部地区建設課・中央図書館

0歳から3歳のお子さんと保護者の方が、そこで遊びながら過ごしたりですとか、相談員がいて子育ての相談などができる、また他の親御さんとの交流が図れる施設となっております。

○飯塚会長

土地・家屋所有者調査業務は、具体的にどんな業務ですか。

○西部地区建設課・中央図書館

施設の工事に入るときに、近隣の土地・家屋の状況を調査するもので、この施設の中の調査というものではありません。

○飯塚会長

周辺の状況を調査してどうするのですか。

○西部地区建設課・中央図書館

工事をすることによる影響を確認するもので、設計の段階は調査計画で、すぐに調査をするものではなく、調査範囲はどこまで必要か事業者に提示してもらうものになります。

○飯塚会長

実際に調査をするのではなく、必要な調査範囲をとということです。実際の調査というのは、どのようなものですか。

○西部地区建設課・中央図書館

家屋調査になりますと、建物の劣化状況、ひび割れだとか傾斜などを事前に調査して、工事が終わったときに、再度同じような調査をして、工事による影響を見るものです。

○飯塚会長

所有者調査はどういう調査ですか。

○西部地区建設課・中央図書館

登記所に行き、所有者を確認し工事説明会などの案内をする方を特定するための調査です。

○鈴木委員

技術力と独創性を持つ事業者をプロポーザル方式により選定するということですが、有名な事業者を選ぶという方法もあると思うのですがどうですか。そういう方が選ばれたということはなかったのですか。

○西部地区建設課・中央図書館

そういう方にも応募していただければというところはあるんですが、そういう方だけではなく、この施設のコンセプトに合った事業者ということで募集させていただいたものです。

○鈴木委員

独創性という評価はどのようにするのかというところはあるのですが、選定委員会で十分に議論したと考えてよろしいのですか。

○西部地区建設課・中央図書館

選定委員会は7名で構成されましたが、専門家の方3名に入っていただき、図書館の専門家だけではなく建築の専門家にも入っていただいて、そういった部分についても議論していただいています。

○鈴木委員

選定委員への接触の禁止とありますが、審査・ヒアリングまでは接触してはいけないという意味合いでいいですか。つまり、ヒアリングでも接触してはいけないということでは、変なことになりますから。

○西部地区建設課・中央図書館

審査委員会の中では、プレゼンテーションはもちろん対面でやりますが、そこは当然でして、選定委員会以外でという意味です。

○鈴木委員

仮に接触したとして、わかるのでしょうか。

○西部地区建設課・中央図書館

委員の方々にもお願いをしております、万一事業者から接触があったら言ってくださいとか、提案する事業者が利害関係のある場合には辞退してくださいと、一筆取り交わしなどもしております。そういう形で双方向で厳格にやらせていただきました。

○鈴木委員

差が出てきたところは何の部分ですか。

○西部地区建設課・中央図書館

建物の計画ですとか、業務の進め方というところで、例えば区民とのワークショップをやるですとか、そうしたところで評価された形にはなっております。あえて項目を上げるとすれば、課題2番で上げている建築計画というところで評価が高かったというところです。

○鈴木委員

選定委員会の中で、委員によってこちらが点数が高くてこちらが低いという、ばらつきは特にありませんでしたか。

○西部地区建設課・中央図書館

今回はあまり差はなくて、総じて決定した事業者が高かったという形でした。

○飯塚会長

何者から申し込みがあったのですか。

○西部地区建設課・中央図書館

一番最初の段階で5者でした。一次審査では5者すべてが通りました。二次審査で3者になり、最終の三次審査で3者の中から1者が決定しました。

○飯塚会長

特定結果の公表書の評価結果の点数というのは何次審査のものですか。

○西部地区建設課・中央図書館

二次審査と三次審査の合計になります。二次審査が提案書、書類の審査で、三次審査がプレゼンテーションの審査です。

○飯塚会長

一次審査の合格は何点以上か決まっていたのですか。。

○西部地区建設課・中央図書館

6割になっていました。二次審査のラインはもともと決めていなかったのですが、委員の合議により7割ということでラインを引かせていただきました。

○飯塚会長

5者のうち区内事業者は何者ですか。

○西部地区建設課・中央図書館

すべて区外事業者でした。

○秦委員

応募資格の中で、区の競争入札参加資格を有していることとありますが、これは区内事業者ということですか。

○工事契約係長

区外事業者でも区の入札に参加する資格は有しています。電子調達システムで登録しておけば入札参加資格ありということになります。

○鈴木委員

書店は減っていますが、図書館の需要はまだあるのでしょうか。

○西部地区建設課・中央図書館

図書館の貸出冊数ですとかそういったものは全国的に右肩下がりで足立区もそうなのですが、一方で利用者はコロナ禍以降戻ってきておりまして、必ずしも本を借りなくても図書館を居場所として使う方ですとか増えておりますし、我々としては図書館の需要はまだあると認識をしております。

○鈴木委員

図書館を止めて他のものに転用した実績というのは、足立区にあるのですか。

○西部地区建設課・中央図書館

既存の図書館を他に転用したということはないです。梅田八丁目複合施設は図書館単体ではなく複合施設ということもあるのですが、従来の図書館と違った施設にしたいということで、様々な活動ができるところ、必ずしも本を読んだり勉強をするだけの場所ではないようにしたいということで進めてまして、実際にそういう提案をした事業者を選ばせていただいております。

○秦委員

特定結果の公表書で被特定者が提案した参考見積り金額とあり、3億4410万円ですが、提案限度額は3億5100万円です。それで最終的な契約金額は限度額近くの3億4596万円になりました。これは、事業者が提示された額ということですか。

○西部地区建設課・中央図書館

プロポーザルのときに見積書が提出されますが、それが3億4410万円です。コストということでこれを基に評価点を付けます。最終的な金額は、事業者が決まってから細かい仕様のやり取りをして、若干の金額の増減があって決定します。

○秦委員

参考見積もり金額というのは、全事業者から提出されるのですか。

○西部地区建設課・中央図書館

出していただいております。それを二次審査でコストという項目があって、それで点数を付けています。端的に言いますと、安い金額を提示したところの方がコストの項目の点数は高くなります。

○秦委員

提案限度額は事業者に提示しているのです

か。

○西部地区建設課・中央図書館
提示しております。

○秦委員
予定価格と提案限度額の違いは何ですか。

○西部地区建設課・中央図書館
予定価格というのは、最終的に決まった仕様書を基に、区の方で算定し直して出てきたものです。

○秦委員
これはどの段階で決めているのですか。

○西部地区建設課・中央図書館
事業者が決まってから、区と事業者で仕様書を固めていくのですが、仕様書が固まってから、区側で積算をし直した金額が予定価格となります。

○秦委員
その金額が提案限度額を超えてしまう場合はどうするのですか。

○西部地区建設課・中央図書館
今回は仕様書の内容を削るなどして、価格を下げるようにします。

・物品契約2件
議案第4号 足立区NPO活動支援センター業務委託

○物品契約係長
契約方式は指名競争入札、契約種別は委託になります。契約金額は1億4070万円、契約の相手方は、街活性室株式会社で、区外事業者です。契約期間は令和6年2月27日から令和9年3月31日までになります。主な業務内容

については、NPO関連情報の収集・管理や地域活動人材の養成、支援に関する業務などです。審議の対象Aの競争入札参加資格の審査結果については、入札業者表のとおりです。イの入札経過については、入札見積経過調書をご覧ください。10者の指名競争入札の結果ですが、2者が入札、4者が辞退、4者が不参でした。辞退理由の中に、単年度の金額を入札してしまったためというものがありました。

○鈴木委員
NPO法人というのは公益法人にあたるのですか。この委託をするのが株式会社ということですが、公益法人に関するノウハウをきちんと持っているのかと思ってしまったのですが、どのように考えていますか。

○協働・協創推進課
NPO法人につきましては、特定非営利活動促進法に基づいて、公益法人として東京都から認証された法人が該当します。区のNPO活動支援センターに登録している団体には、法人格を持たない任意団体もありまして、どちらかというところの方が数が多いという状況です。

○鈴木委員
任意団体は国の縛りなどはかからないのですね。

○協働・協創推進課
任意団体については、団体を結成してしまえば自由に名のれるものではありませんが、NPO法人については東京都の認証を受ける必要があります。

○鈴木委員
区がNPO活動をするということではなく、その活動を支援するということですね。支援対象から営利を目的とする団体等は除外されて

いますね。

○協働・協創推進課

登録の際に、営利目的ではないことや政治活動、宗教活動はしないことというのは、誓約書を書いていただいています。

○飯塚会長

入札した2者で金額がかなり差がありますが、何か理由があるのですか。

○協働・協創推進課

理由を聞いたわけではありませんが、人件費の比率が大きくなりますので、必要な人員をどうカウントしたかということだと思います。

○秦委員

地域貢献につながることで、区として力を入れている分野だと思います。3年間の契約ですが、これは1年あたりの金額ですか。

○協働・協創推進課

3年間の総額になります。

○秦委員

平成15年6月に区NPO活動支援センターの業務が開始されていますが、そこから委託されているのですか。

○協働・協創推進課

初めの数年は直営で行っていました。

○秦委員

その後から委託ということだと思いますが、事業者は替わっているのですか。

○協働・協創推進課

委託に切り替えて15年ほどになりますが、

三つ目の事業者になります。今の事業者になって4年目です。

○秦委員

基本的には指名競争入札で決めているのですか。

○協働・協創推進課

この案件から指名競争入札にしています。それまではプロポーザル方式でした。

○秦委員

プロポーザルでは提案のあった事業者の中から選ぶこととなりますが、指名競争入札の指名でも特定のところを選んだのでしょうか。どういう基準で選定されているのでしょうか。

○物品契約係長

この案件から指名競争入札になったわけですが、他自治体の例や、センターの受託を受けている事業者の中から指名いたしました。

○秦委員

プロポーザルだとしても過去の受託金額は公表されていると思います。事業者からすれば、どの程度の金額かは類推可能です。それよりも低い金額の事業者が落札することになりますが、辞退や不参の事業者がありますが、そこは高い金額の事業者ということでしょうか。

○物品契約係長

そういう事業者もあると思います。

○秦委員

何年か受託した事業者は効率も上がってくるので、新規参入する事業者よりも有利な面があると思います。NPO活動支援ということでは、やることはいくらでもあり、慣れているところの方が積算も容易だだと思います。入札結

果としては、おおよそそのような背景があるということでしょうか。

○物品契約係長

そういうこともあり得るかと思います。

○秦委員

区の方でNPO活動促進の補助金を出していますが、受託事業者は関わっていますか。

○協働・協創推進課

申請したい団体は、支援センターに登録していただき、相談員に申請書の書き方などを相談していただいて申請していただいています。

○秦委員

制度の案内は支援センターでしていただき、あとは区の方で引き受けていく、補助金は区から直接交付されるのですか。

○協働・協創推進課

そうです。

議案第5号 小中学校用務業務委託

○物品契約係長

契約方式は随意契約7号該当、契約種別は委託、契約金額は1億6889万円余、契約の相手方は株式会社武翔総合管理足立支店、区内事業者です。契約期間は令和6年2月1日から令和9年3月31日までになります。概要としては、区立小中学校において、清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務・樹木の剪定等の包括的な業務を行うものです。審議いただくのは、随契業者の選定理由となります。本件につきましては、当初は10者の指名競争入札を行いました。落札した事業者が3年分ではなく1年分の金額で入札していたことによる辞退、2番目の事業者も同様の事由による辞退となりました。そのため、3番目の事業者と7号随意契約とい

うことで契約締結いたしました。なお、仕様書で、入札指名日現在で過去5年間に於いて、学校用務業務の契約実績があることと資格要件が定められていますが、その要件に該当する事業者は、区内で11者、区外で5者と把握しておりました。

○鈴木委員

仕様書を見ると、厳しく記載されていて、これを履行するのはかなり大変だなと思いました。評価委員会はあるのですか。

○学校支援課

しております。

○鈴木委員

事業者はこの仕様を履行しているということなのですが、入札で決まった事業者について、今のところクレームはきていませんか。

○学校支援課

学校から特にクレームはありません。今年度評価委員会も行いましたし、入札になって問題は出ていないか、要望はないか学校に調査もしました。本件の6校については、全く問題なくお褒めいただく意見もいただきました。1校だけ樹木が伸びすぎていて注意するようという意見をいただきましたので、事業者に指導しまして改善した次第です。

○秦委員

実績のある16者が受託しているのでしょうか、慣れている事業者が、それぞれの学校を担当していて、安定していてそうした不安はないと考えられますね。

学校というのは特別なところで、今は何が起るかわからない状況でもあります。リスク管理も大変でしょうし、用務員といえども重要な役割を担っていると思います。そうした点での

研修の状況はどうか。

○学校支援課

各事業者研修体制はあるのですが、我々もどのように研修が行われているのか確認をしております。また、我々も現場に行き、仕事を確認してもいます。

○秦委員

履行場所の学校は6校ですが、どのように組み合わせをしたのですか。

○学校支援課

全校分を一遍にではなく、年度ごとに5件程度ずつ発注しています。その5件について、なるべく近いところ同士で、学校規模、生徒数などが均等になるよう組み合わせております。

○鈴木委員

再委託は行われていますか。

○学校支援課

プールの清掃を行う場合や、2階以上の窓ガラスの清掃など、再委託しているものはあります。

○鈴木委員

50%以上が再委託ということはないですね。

○学校支援課

ありません。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

(1) 令和6年度の不調・不落について(1月31日現在)

○契約課長

件数は工事39件、委託70件、合計109件です。内訳について、まず工事は、主だったものとしては、土木が前年度14件から6件と、減少しています。給排水が4件から12件と、増えています。委託は、建築設計、設備設計が5年度に比べ件数が増えています。不調後の処理ですが、当年度での対応がないものは、工事16件、委託19件となっています。

○秦委員

工事が前回に比べて多くなっています。特にトイレが増えていて、区外を入れても不落で、頭の痛いところです。

○工事契約係長

給排水に関しては、車いすトイレの工事が補助金の関係で増えています。選り好みというところもあるかもしれませんが、トイレの工事は企業努力によって利益を出すのが難しいというところも事業者から聞いております。結果としてトイレ工事の不調が多くなっていますが、区外事業者を入れても不調になってしまったということです。

○秦委員

中心は学校のトイレだと思いますが、足立区だけではなく、23区同ような状況なのでしょう。足立区だけということなら、区外事業者が入ってくれば落札になったと思います。

当年対応なしというのは、年度末になってくれば少なくなってくるのでしょうか。

○工事契約係長

当年対応なしになった理由というのが、工期

を確保できないということです。債務負担を取っていないので、工期は年度内ということになります。

○秦委員

2、3月で対応するものも出てくるのでしょうか。

○工事契約係長

短期間でできるものであれば、再度発注という可能性はあります。

○飯塚会長

設計が増えたのには何か理由があるのでしょうか。

○工事契約係長

発注件数が増えたことと、事業者との需給バランスというところが大きな要因かなと思います。また、発注の時期というところも影響していると分析しております。年度当初のものは案件が重なってしまい不調になってしまったものもあるのですが、一定の時期、夏場過ぎたくらいになってみると、決まったりもします。事業者の手がすいたタイミングと発注時期が合えば落札になるところもあります。そうしたところから発注の平準化も必要なのかなと分析しているところです。

○飯塚会長

発注件数が増えているのはどうしてでしょうか。

○工事契約係長

前年度で不調になったものが翌年度に繰り越されました。

○飯塚会長

この調子では、今後も解消されないように思

います。

○工事契約係長

策を考えなくてはと思っています。

○飯塚会長

自動ドアの改修も設計委託が必要なのか。

○工事契約係長

自主設計で対応することもできなくはないと思いますが、現実としてマンパワーが足りないところがあります。技術職員については、定数割れしておりまして、職員数が足りないというところも一因だと思います。

○秦委員

設計こそ債務負担で前倒しして、事業者との需給バランスに合わせてはどうでしょうか。いかに早くするかではないでしょうか。少なくとも溜まってるものは年度初めからできるのではないですか。

○工事契約係長

債務負担をしっかりとってあれば、今の段階でも発注できるわけですが、その辺が進んでいないというのが現状です。

○秦委員

ネックとなっているのは契約課の人的な部分ですか。

○工事契約係長

予算の対応は、契約課ではなく発注課が行います。

○秦委員

発注課としても困るのではないですか。

○工事契約係長

そうですね。設計ができないと工事に進めないということです。

○秦委員

そういうことを提案していかないのですか。

○工事契約係長

契約課としては、工事も含めて平準化ということで、債務負担を活用した発注を提案させていただいています。

○飯塚会長

設計も工事発注の中に含めるというのは難しいですか。

○工事契約係長

設計と施工の同時発注というのはあるとは思いますが、実際に両方ができる事業者は大きな企業になってくると思います。区内事業者を優先するという話になってくると、難しいと思います。区外事業者への発注があればということかと思います。

○飯塚会長

設計は区外事業者もというのが多いのではないですか。

○工事契約係長

区外事業者も入れています。電子調達システムで足立区にも登録している事業者を入れてはいるのですが、大きな事業者となりますと、国などの大きな工事を受注すればよく、足立区の入札には参加しません。

(2) 指名停止措置状況について(11月～1月)

○契約課長

物品契約で4件ありました。損保会社大手4

社の談合に対して、そのうち足立区に登録のある2社を4か月の指名停止としたものです。あとの2件は、金額を誤って入札をし落札後に辞退したものです。こちらは3か月の指名停止としました。

○飯塚会長

定例審議で、同様に落札後辞退の案件がありました、そちらはどうなのですか。

○物品契約係長

そちらは昨年度に指名停止措置を行いました。

(3) 令和7年度労働報酬下限額について

○契約課長

労働報酬審議会から答申をいただき、令和7年度の労働報酬下限額を決定しました。全体として昨年度比10%前後の上昇となっております。例年に比べ高い伸び率でした。

(質疑なし)

(4) 低入札調査案件について(6月～1月)

○契約課長

該当案件が3件ありました。いずれも東湊江小学校改築の関連工事です。発注課と契約課により事業者から事情聴取をし、書類の内容審査をしました。[REDACTED]

[REDACTED]というところが主な理由でした。従事者の報酬については、労働報酬下限額以上の支払いがされることを確認しました。また、ダンピングのおそれに関しては、著しく不当な金額とは認められませんでした。よって妥当なものと判断しました。

(質疑なし)

4 閉会

○飯塚会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

(1) 競争入札参加資格者の実態調査結果について

○契約課長

前回の審議会でもお話をさせていただきましたが、競争入札参加資格者の実態調査の関係です。5年度のときに実態が確認できず、決定できなかったものが1件ありました。6年度になって再度申請があり認めたものです。一度認定しなかった場合に、例えば1年間や2年間は申請を受け付けられないなど、ペナルティを科してはどうかという意見が内部でありました。私どもの方で弁護士相談を受けて、慎重に判断した方がいいだろうという助言がありましたが、当審議会の委員のご意見もお聞きしたいと考えています。

○鈴木委員

前回も申し上げたのが、ケースバイケースで判断すべきであり、一律に認めないとするのは厳しいかなということです。1回目に実態がわからなかったことの理由如何かと思っていて、こういう理由があったのであればやむなしとすべき場合もあるべきで、一律にペナルティを科すというのは反対です。

○飯塚会長

基準を満たしていても、以前認定できなかったから申請できないとするということですが、そこまでの目的と必要性、合理性がよくわかりません。いま聞いたお話では、私としても賛成はできないというところです。

○秦委員

前は基準等がよくわからなかったので留保させていただきましたが、今回は資料を用意していただきありがとうございました。区内事

業者認定基準を見ると、厳格になされていることがわかります。入口のところで新規事業者には必ず実態調査を行い、そのうえできちんと認定していくということで、入札に参加させるかさせないかが非常に明確になっています。これ自体は非常に厳しい取り扱いであり、足立区が如何に厳正に行っているかということになるのでしょうか。他区の状況もみながら、そのバランスというのがあると思いますが、入口のところが非常に厳格になっているのに、さらにペナルティを科すのは如何なものでしょうか。足立区の場合、建設業者に広く入ってもらい、企業活動の活発化に貢献していただく方がいいわけであり、進出しやすい環境を整えていくべきではないでしょうか。そういう意味で、厳正にやるのはいいですが、それが足枷にならないようにすべきで、入口のところで門前払いみたいなことをするのは、返って影響が及んできますので、そこは慎重な方がいいのではないのでしょうか。建設業法でさえ小規模なところは許可を受けなくてもよいこととされています。そういう状況で、厳正に行われている足立区の状況は、それで十分ではないのでしょうか。

○契約課長

足立区では、実態調査を繰り返し実施するなど、他区に比べて厳正に行っております。

○秦委員

事業者にあまり負担がかかってしまうのは問題であり、できるだけ円滑に企業活動を発展させていただかなければならないので、よく見極めながら進めていただくのが大事だと思います。

○契約課長

申請して認可されるまでの間、また許可されなかったときから再申請までの間も、当然そこは入札に参加できないので、ある意味その期間

はペナルティみたいな状況ですね。いろいろとありがとうございました。今の段階ではそこまでするのには厳しいということですね。

（２）低入札調査について

○契約課長

低入札の場合には、契約課と発注課とで事業者のヒアリングをしています。そこに第三者を入れた方がいいという話も出ております。この審議会でも低入札案件について報告し、適切かどうかをみていただいておりますが、そういう点も踏まえて第三者を入れることについて、ご意見をいただければと思います。

○鈴木委員

長年、監査をしてきた経験で言うと、低入札の理由として[]ということがあります。監査の立場からは[]実際に内容をみないと何とも言えません。そういう席に立ち会ったとしても意味ないです。より信用できるようにということであれば、もっと違う方法になると思います。

○秦委員

資料にも低入札の審査書がありますが、いろいろ書類を提出してもらって細かくチェックしていると思います。当審議会でも中身を細かく見て、問題があったら指摘するということは今でも行っていますが、審議会の審議案件にして、審査書ももう少し具体的な記載をしていただければ、関与ということではできると思います。

○飯塚会長

事後ということにはなりますが、審議会でも確認することはいいことだと思います。

○契約課長

発注課の技術職員も、見積書の中身などを精

査して積算がきちんとされているか確認しているところです。

○秦委員

第三者の目が入っていないというところが問題とされているのでしょから、第三者の目を入れてはどうかということです。

（３）令和３年度以降の工事契約の入札状況等について

○契約課長

入札制度見直しの検討に向け、入札制度改革前後の入札状況等について資料を作成しました。まず、不調・不落率の推移についてですが、おおむね変わらない状況です。次が入札参加事業者数についてですが、これもほぼ横ばいとなっています。制度改革の中で、区内支店を活用することといたしましたが、こちらも横ばいという状況でした。次が総合評価制度の活用実績です。令和７年度に総合評価方式の割合を５０％にするのを目標としていますが、令和６年度で５０％に達している状況です。４は入札制度運用後の状況などです。制度改革は事件事故を受けてのものです。その後に大きな事件・事故は発生していない状況です。コロナ禍や物価高騰などマイナスの要因がありまして、改革による成果が数字としてあまりわからない状況でした。今後も内容について分析して、委員のご意見をいただきながら、改革を進めてまいりたいと思います。

○秦委員

何のために分析するかだと思います。改正部分について視点を当て分析する必要がある。競争性が確保できているか、適正な入札制度ができているかというところで見直しをしています。大きな工事では競争性が少なく、競争環境を広げた方がいいということでした。そのために実施した改正でした。事後公表の拡大、区内

支店事業者の参加の拡大、混合入札の導入、発注標準の見直し、入札参加制限の見直しなど、基本的に6千万円以上を中心に考えられたもので、それ未満のものにはあまり触れていません。ですから、そこに視点を当てて改正前後の状況をみる必要があります。しかも段階的に実施されていて、効果が出ているかどうかというものもあります。大きい工事も小さい工事と一緒にして、全体として分析していますが、返って誤解を招きやすいものになります。不調・不落などは小規模工事が多い状況です。総合評価制度では、単に数が増えたということしか言えません。中身がどう変わったかではないですか。価格のウェイトが下がり別の要素によることになってきて、それについての分析が必要だと思います。

○契約課長

ご意見をいただきながら、よりよいものにして参ります。

○秦委員

6千万円以上に視点を当てて、制度改正の前後でどう変化したかクローズアップすべきです。その上で、あまり変わっていなければ、何が問題なのかという分析をすればいいと思います。

○契約課長

分析については、引き続き進めていきます。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認した後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和6年度第3回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。